

平成25年度一般会計補正予算 ※可決

- 補正額 7億7246万円増額
- 予算総額 105億7570万円増額

主な補正財源

- ・町税 1億549万円
- ・地方交付税 4億1586万円
- ・県支出金 1億8963万円

主な使いみち

- ・屋内外運動場整備事業 6億6860万円
- ・グラウンド屋外照明整備事業 6776万円
- ・道路等除染対策事業 1億5459万円
- ・農地除染対策事業 1470万円
- ・小池会館建設事業 1011万円

特別会計補正予算 ※全員賛成で可決

- ・国民健康保険特別会計 69万円減額
- ・公共下水道事業特別会計 261万円増額
- ・農業集落排水事業特別会計 853万円増額
- ・介護保険特別会計 1億3066万円増額
- ・後期高齢者医療特別会計 371万円増額
- ・水道事業会計 213万円増額

12月議会で決まったこと

平成25年12月定例会は、12月6日から16日までの11日間の会期で開きました。

町長提出の平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算7件のほか、専決処分承認1件、条例改正2件、その他3件を審議しました。

このほか、議会への陳情2件を審議しました。

また、追加案件の人権擁護委員の推薦3件、議員発議による意見書等1件を審議しました。

- |       |       |
|-------|-------|
| 委員 長  | 藤井 精七 |
| 副委員 長 | 佐藤 幸市 |
| 委員    | 加藤 宏樹 |
| 青 山   | 英 樹   |
| 鈴 木   | 一 夫   |
| 熊 田   | 宏     |
| 柏 村   | 栄     |

第二予算  
特別委員会  
審議された議案  
一般会計補正予算

- |       |       |
|-------|-------|
| 委員 長  | 大木 義正 |
| 副委員 長 | 薄葉 好弘 |
| 委員    | 安井 敬博 |
| 鈴 木   | 隆 司   |
| 竹 元   | 孝 夫   |
| 角 田   | 秀 明   |
| 諸 根   | 重 男   |
| 吉 田   | 伸     |

第一予算  
特別委員会  
審議された議案  
特別会計補正予算

総務  
常任委員会

- |       |       |
|-------|-------|
| 委員 長  | 鈴木 隆司 |
| 副委員 長 | 藤井 精七 |
| 委員    | 角田 秀明 |
| 柏 村   | 栄     |
| 栗崎千代松 |       |
| 大木 義正 |       |

議案第69号  
職員の給与に関する  
条例の一部を改正する  
条例

本案は、平成18年3月の第31回矢吹町議会定例会において、可決した「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」により、以前の8級制給与表から、6級制給与表に改正し、職務の級及び号給の調整を一部の職員に対して行いこれまで運用してきたが、その調整の影響により、現在、4級及び5級の号給において、定期昇給時に職員

※注 委員会に付託された議案等について、可決・採択と表示されているのは、審議の結果、可決等すべきものとして報告し、本会議で採決し可決等したものです。

全員賛成で可決

議案第70号

延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

本案は、地方税法の一部改正に伴う地方自治法第23条の3第2項の規定による延滞金の利率を改正する。

平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律において、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、地方税法に係る延滞金の利率を引き下げることとなったため、使用料・手数料等の延滞金についても、

地方税法に規定する延滞金の取り扱いとの均衡を図ることが適当であることから、本町における関係する条例を一括して改正する条例を制定するものである。

**全員賛成で可決**

**陳情第10号**

東京電力福島原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書について

本件は、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める陳情である。

**全員賛成で可決**



審査中の総務常任委員会

**文教厚生  
常任委員会**

委員長 諸根 重男  
副委員長 安井 敬博  
委員 熊田 宏  
" 青山 英樹  
" 加藤 宏樹

**議案第71号**

矢吹町図書館の指定管理者の指定について

**議案第72号**

矢吹町文化センターの指定管理者の指定について

**議案第73号**

矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定について

本案は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成20年度から「図書館」及び「文化センター」、「ふるさとの森芸術村」を、指定管理者制度を導入し民間活力による施設の



審査中の文教厚生常任委員会

運営を行ってきたところである。

平成26年3月でこれら3施設の指定管理期間が満了することから、平成26年度からの各施設の指定管理者の指定をするものである。

「矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条の規定に基づき、平成25年10月11日に公募を行ったところ、3施設とも1団体だけの応募があり、11月14日公開による選定委員会を開催し、各団体による企画提案及び面接審査の実施により候補者を選定された。

町は、この選定結果を受け、指定管理候補者と指定管理業務の内容等について協議したところであり、その結果、今回の3施設の指定管理候補者につきましては、議案書のとおり、矢吹町図書館の指定管理者に、

「矢吹町八幡町236番地  
特定非営利活動法人  
ふれっしゅ・すてーじ」を、

矢吹町文化センター

及び、矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者に、

「矢吹町小松279番地  
特定非営利活動法人  
地域おこし夢クラブ」を指定するものである。

指定期間につきましては、3施設とも、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするもので、地方自治法第244条の2

第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

**産業建設  
常任委員会**

委員長 鈴木 一夫  
副委員長 薄葉 好弘  
委員 吉田 伸  
" 竹元 孝夫  
" 佐藤 幸市

**陳情第9号**

町道整備についての

**陳情**

本件は、町道松倉線の整備に関する陳情である。

**全員賛成で採択**



審査中の産業建設常任委員会

諮問第1号・2号・3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本件は、人権擁護委員に仲西英子(中町)、浦井敏弘(本町)、岡崎英(松倉)を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

**適任(人権擁護委員候補者の推薦に  
適任と意見を付し  
ました)**

本件は、町道松倉線の整備に関する陳情である。

**議員発議**

※議員が議案を議会に提出して審議を求めること。  
**議案第10号**

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書(案)

**全員賛成で可決**